に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、「当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「十四年内とし、同条第十三項又は」を「十四年内とし、当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「同条第四項」を「同条第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」と、同条第四項」に、「中「、」を「中「より、」に、「は「、」を「は「より、」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「中「居住日」を「中「居住日の属する年分」に、「規定する居住の用に供した日」を「規定する居住の用に供した日の属する年分」に、「八年内（第四十一条第十三項又は」を「令和七年まで」とあるのは「令和三年まで」と、「八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は第四十一条第十三項若しくは」に改める。

第四十一条の五第七項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第十六項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八に次の一項を加える。

3　都道府県若しくは指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受ける者（これに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）であつて財務省令で定める支援を受けているものに対して行う金銭の貸付けであつて、その者の自立を支援することを目的として、その者の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けを受けた者又はその者の相続人その他の財務省令で定める者が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

第四十一条の十九第一項第四号及び第五号中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項に」を「次項に」に、「から第三項まで及び次条第六項」を「及び次項並びに次条第四項及び第七項」に、「、第三項、第五項及び第六項」を「から第四項まで及び第七項」に、「同条第六項及び第八項」を「同条第四項、第六項及び第七項」に、「耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額」を「二百五十万円を超える場合には二百五十万円とする。同項において「控除対象耐震改修標準的費用額」という。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第四十一条の十九の三第一項中「金額。以下この項」の下に「及び第七項」を、「ものに限る」の下に「。以下この項及び第七項において「対象高齢者等居住改修工事等」という」を加え、「当該高齢者等居住改修工事等に」を「当該対象高齢者等居住改修工事等に」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「を当該高齢者等居住改修工事等」を「を当該対象高齢者等居住改修工事等」に、「改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額」を「二百万円を超える場合には、二百万円とする。第七項において「控除対象標準的費用額」という。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「、第七項及び第八項」を「及び第五項から第七項まで」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額」を「二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、二百五十万円とする。第七項において「控除対象断熱改修標準的費用額」という。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「金額。以下この項」の下に「及び第七項」を加え、「標準的費用額」を「多世帯同居改修標準的費用額」に改め、「ものに限る」の下に「。以下この項及び第七項において「対象多世帯同居改修工事等」という」を加え、「当該多世帯同居改修工事等に」を「当該対象多世帯同居改修工事等に」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「を当該多世帯同居改修工事等」を「を当該対象多世帯同居改修工事等」に、「）の」を「とする。第七項において「控除対象多世帯同居改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「この項及び第八項」を「この項、第六項及び第七項」に、「この項から第八項まで」を「第七項まで」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「次項及び第八項」を「次項及び第六項」に、「第三項」を「第二項」に、「）の」を「とする。第七項において「控除対象耐震断熱改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項」を「第二項」に、「第十一項第三号」を「第十項第三号」に、「）の」を「とする。第七項において「控除対象断熱改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項」を「第二項」に、「第十一項第三号」を「第十項第三号」に、「）の」を「とする。次項において「控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、前各項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合に限り、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額が千万円から当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等に係る控除対象耐震改修標準的費用額、控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額、控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額を超える場合には、当該合計額を控除した金額）の五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

一　前条第一項又は第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等及び対象多世帯同居改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び多世帯同居改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該住宅耐震改修に係る耐震改修標準的費用額から二百五十万円を控除した金額

ロ　当該対象高齢者等居住改修工事等に係る標準的費用額から二百万円を控除した金額

ハ　当該対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円（対象一般断熱改修工事等に係る標準的費用額から二百五十万円を控除した金額）